令和2年度

第3回胎内市社会教育委員会·公民館運営審議会会議記録

- 2 開催場所 黒川庁舎 大会議室
- 3 出席者 14 名

委員長 新村 勇一副委員長 近 愛委員 南波 正夫委員 石山 浩委員 金子 聡子委員 瀧澤 貴子委員 須貝 奈々委員 浮須 洋子

委員 羽田野 文子

事務局

生涯学習課長 佐藤 一孝 社会教育係長 横内 和幸社会教育係主任 加藤 順也 社会教育係主事 小池 未久

社会教育係主事 時田 彩香

4 議事日程

日程第1 議 題

- (1) 令和2年度社会教育関係団体事業費補助金の交付状況について
- (2) 社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の改正について
- (3) 令和3年度社会教育関係団体の新規認定について
- (4) 令和3年度生涯学習課事業計画について
- (5) 令和3年度各種大会等について

日程第2 報告事項

- (1) 自主活動(あづまろで・ハロウィン・研修)について
- (2) 施設の利用状況について
- (3) 公民館インスタグラムについて

5 審議の経過及び結果

日程第1 議 題

○事務局

【議題(1)令和2年度社会教育関係団体事業費補助金の交付状況について説明 今年度の交付状況について、昨年6月の委員会で「ボーイスカウト中条第一団」 から申請があったことを報告しましたが、その後申請はなく、令和2年度につきまして は、1件の申請となりました。補助金申請額は100,000円で、今年度予算が200,0 00円でしたので満額交付で承認いただいておりました。今後実績報告を提出しても らい、内容確認後金額を確定する予定となっております。なお、来年度の予算につ いては、今年度と同額となる予定でおります。

○委員長

質疑応答ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

○事務局

{議題(2)社会教育関係団体事業費補助金交付要綱の改正について説明}

資料1 現在の要綱

「胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に関する事業費補助金交付要綱」

資料2 新要綱案

「胎内市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱」

資料3 留意事項

「胎内市社会教育関係団体等に対する事業費補助金の留意事項」

この度の改正は、現在の要綱**資料1**を廃止し、新しい要綱**資料2**を制定するものです。団体の直接的な権利利益に関わるような内容を大きく変えるものではなく、余分な部分を省略し、今まで内規「胎内市社会教育関係団体等に対する事業費補助金の留意事項」で対応していたものを明文化し、整理することを目的としています。

始めに、市の補助金の規則として、「胎内市補助金等交付規則」があり、規則に掲載されていない細かなものや、特別に定める必要があるものを個別に要綱として定めます。つまり、規則にある内容は、要綱に記載しなくともよいです。この理由から4条交付申請・5条交付決定・6条交付の条件・7条変更申請・8条実績報告の内容は新しい要綱に記載していません。残った1条・2条・3条・9条は新要綱に組み込みました。

続いて、内規を明文化することについて説明します。補助金申請時の留意事項として、団体に配布していた資料(内規)がこちら**資料3**です。この留意事項に記していることを要綱に加えました。新要綱案の対応条文を記載しておりますので、ご確認ください。

新要綱の作成にともない、**資料3**の交付回数等の制限②を、より明確にしました。 交付回数等の制限については、各種社会教育関係団体に、広く支援を行えるようにするため、次のとおり一定の交付制限を設けるという内容です。

今まで 補助金を受ける限度を同団体の<u>同種同事業を4年</u>としていました。これでは、違う事業であれば同じ団体が何回でも補助金の申請ができると受けとれるため、既得権益となり、団体を広く支援する、出来立ての基盤が弱い団体を支援する本来の目的を損ねることから、1団体4回に改めることとしました。 ただし、青少年育成団体については、毎年子どもが入れ替わり、新旧世代の不公平につながるので、この制限はありません。今まで4回以上申請があった団体はなく、4回というのが内のルールで浸透していたかと思うのですが、改めて要綱に記載することで明確化を図りました。以上が留意事項を明文化するという内容です。

最後に新しく加えた条文について説明します。

新6条の取り下げについては、コロナ禍ともありまして、新年度すぐに予定した補助 事業が出来なくなることも考えられます。事業の実施ができなくなった場合、補助金 の申請の取り下げができるよう追加しました。

新7条交付の時期については、「補助金等交付規則」に、補助金を交付する時期は 事業完了後と定められていますが、これを、事業前に交付するための条文となりま す。社会教育団体の補助金は、基盤が弱い団体では、補助金がないと事業実施が できないことも考えられ、また、補助金をあてにして事業を計画している性質があり、 前払いが求められるため、追加しました。

説明は以上です。ご意見やご不明な点がございましたら挙手をお願いします。

○委員

なし

○事務局

ないようなので、現在の要綱を廃止し、4月1日から新しい要綱の運用のため、準備をすすめていきたいと思います。

○事務局

{議題(3)令和3年度社会教育関係団体の新規認定について説明}

【議事非公開】

○事務局

{議題(4)令和3年度生涯学習課事業計画について説明}

継続する事業については説明を割愛します。新しい取り組みとして、日本語が母国語でない人にむけた「胎内日本語教室」を開催します。また今年度延期となった「県展・胎内市展」は今年の6月末に開催します。会場がワクチン接種の関係でぷれ

すぽ胎内から B&G 海洋センター体育館に変更となりました。成人式は、今年度致し方なく延期とさせていただきましたが、来年度の8月15日に2学年をそれぞれ分けて行う予定です。

○委員

2学年とは

○事務局

今年できなかった学年と、本来、来年成人式行う学年です。

○事務局

県展について補足します。県展は B&G の体育館と、横のミニ体育館で行います。

○委員

産業文化会館では、できないのでしょうか。

○事務局

産業文化会館は広さに問題がありまして、ほかに、候補が上がったレクホールも 採寸しましたが、1番面積がとれるのはB&G体育館でした。

○委員

体育館だと、靴を脱がなくてはいけませんか。

○事務局

いえ、土足で入れるように、床にシートを張る予定です。また、市の美術展はワクチン接種の都合で変わるかもしれませんが、現在では、ぷれすぽを予定しています。

○事務局

その他の事業についても、今年度のように、中止とするのではなく、可能な範囲で開催できるように進めていきたいと思います。特に成人式ですが、2回に分けて実施を予定していますが、多様な状況に対応できるようライブ配信等も準備を進めて参ります。そのほか、胎内日本語教室については、現在ボランティアとして、日本語を教える側の養成講座を行っておりまして、20名ほど参加していただいています。新発田市に視察にいくなかで、海外の方とほぼマンツーマンで指導している状況がありましたので、胎内もそのようになっていければと、今頑張っております。出だしは教える側も初めてですけども、ニーズもありますので、今後も力を入れていきたいと思います。このほかにも、講座や体験活動なども企画していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

よろしいでしょうかね。それでは、次の議題をお願いします。

○事務局

{議題(5)令和3年度各種大会等について}

社会教育委員等研修会が6月に新潟市、新潟県社会教育研究大会が10月に妙

高市、新潟県公民館大会9月に十日町市、下越地区社会教育研修会兼下越地区 公民館職員研修会が10月に五泉市で行われます。1回以上の参加をお願いします。 そのほか、市の事業としては、例年通り年3回の会議ほか、各種事業に参加をお 願いします。また、委員長におかれましては、下社連の代議員会にも参加をお願い します。

○委員

研修等の内容は?

○事務局

まだ、詳しい内容については、情報がきておりません。

○委員長

日程は、各自調整してください。それでは報告事項に移ります。

日程第2 報告事項

{報告(1)自主活動(あづまろで・ハロウィン・研修など)について}

○事務局

あづまろで(社会教育団体懇談会)を昨年12月16日に中央公民館で開催。胎内市社会教育認定団体15団体17名、社会教育委員6名、社会教育係2名の計25名が参加し、4つの班に分かれグループでの情報交換と共有を行った後、副委員長から、各班に振り返りを行っていただきました。

○委員

ご報告します。今回すごく良い話し合いになりました。今まで、役場頼りになっていた団体が多かったが、会を重ねるにつれて、自分たちでよその人たちと交流したい、自分たちでもできるんだ、紹介してよ、関わりに行くからと社会教育団体としての認識と目指す方向が1つにまとまってきました。昨年は、1団体2団体でしたが、今回は、ほとんどの団体がそのような交流ができるのだったら、自分たちもしたいし、子どもたちや、他の社会教育団体ともコラボしたいという思いが強く感じられた回でした。段々と、社会教育団体として何をすべきかという方向性を見据え、またコロナ禍ではありますが、1年間できることをしていこうという、みなさんがまとまった回となりました。来年度にむけて、社会教育団体みんなで声掛けあってコラボなり、アイディア出し合って動いていける方向に向かっていけたらいいねということでした。社会教育団体がどのような方向性で動くのか、社会教育委員の皆さんも気に掛けていただけたらと思います。そうすると、社会教育団体さんが胎内市にとっても良い活動ができるようになるのかなと。1つの歯車が2つ3つ重なって大きな歯車となって動きだしていく段階まできたあづまろででした。

○委員

ハロウィン・企画写真展・合同撮影会についてです。ハロウィンで街歩きをコロナ禍でどのように工夫して実施するかということで、今年はフォトコンテストとしました。応募総数は55点です。また、同時に企画写真展も行いました。写真愛好家の皆さんが高校生とコラボできないかということで、また、高校生も自分の写真を飾る場所がない、写真団体の皆さんも快く技術を教えるよとのことでwin-winな関係で一緒に写真を撮る機会を企画しました。また、中条高校さんにも快く撮影許可をいただき校舎内で撮影させていただきました。また、受付で参加していただいた委員さんありがとうございました。当日は、芸術的な作品、奥にハロウィンのポップな写真が並び、本当にやって良かったなと思いました。そして、参加者に取ったアンケートをみると大半が良い意見でした。一部マイナスの意見もありましたが、感じ方はそれぞれですので、今後に生かしていきたいと思います。その後、振り返りと反省会を写真団体の代表の方と高校の先生と行いました。企画写真展に関しては継続いたします。高校生と社会教育団体のみなさんで打合せをして、実施をします。会場手配等の補えない部分だけを市や委員がサポートする形で、今も動きだしています。ハロウィン街歩きに関しては来年いかがしましょうか。6月に決定という形でもよいでしょうか。

○委員

よし

○事務局

補足でお話します。振り返り反省会の中で、私たちの目的としていた自主的に市 民主導で動いていくということを団体さんにもご理解いただき、自主的に日取りも決 めていただいている状況です。これから委員さんや市はサポートに徹することもお話 をさせていただきました。今後もこの取り組みが軌道に乗るように、皆さまからはご支 援をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○事務局

続いて自主研修について、昨年、来年度事業について意見を伺ったところ、他市町村の社会教育委員と意見交換の場があるとよいとの提言がありました。まだ、白紙の状況ですが、希望多数であれば、準備を進めていきたいと思います。研修先として、精力的に自主活動を行っている市町村については、こちらでいくつかピックアップしています。

○委員長

実際に、下社連の会議でも、積極的に活動されているお話は聞きますし、意見交換の場があってもよいのかなと思いますけれども。

○委員

どういう流れで事業を起こしているのか、知っていた方が幅が広がるのかなと。

○委員

目的がないと意味がないですよね。ざっくばらんな交流会なのか、自主活動の情報交換会なのか、お互いwin-win じゃなきゃ。参加する意義がお互いあるか。

○委員

情報交換にしても、だから上手くいったんだということを伝えられなければだめですよね。

○委員

とりあえず、日程を決めてもらって。

○事務局

では、今後テーマと相手方等について案を上げさせていただきたいと思います。

○事務局

{報告(2)施設の利用状況について}

今年度の施設利用状況ですが、休館等もありまして、利用者数、収入ともに減少しています。今後も、安心・安全に利用できる環境整備に努めるとともに、利用者の増加を目指して参ります。

○委員

意見なし

○事務局

{報告(3)公民館インスタグラムについて}

情報発信強化のため、また、公民館をもっと身近に感じてほしいという思いから生涯 学習課事業すべてを網羅するものではなく、公民館に公民館事業や施設紹介に特 化したメディアツールの開設を検討しています。1回目はきのと交流館の実施したイ ベントについて(フラワーアレンジメント・パンづくり・ゼリー石鹸・ハーバリウム)投稿を 予定しています。インスタグラムの開設についての報告は以上です。何かご意見等 いただけましたらお願いします

○委員

市報にはのりますか。

○事務局

周知をしていきたいと思います。

()委員長

ほかに何か言い残したことがある方はいらっしゃいませんか。

○委員

お知らせしたいことがあります。あづまろでで他と交流してみたいと手を挙げた団体さんに、小学校の出前教室にお声がけできればと考えています。

○委員長

以上でよろしいでしょうか。それでは、本日の会議は終了いたします。 長丁場となりましたが大変お疲れ様でした。

午後5時00分閉会

7 会議の公開・非公開の区分

一部公開

非公開の理由:審議事項に、胎内市情報公開条例第6条第2号に該当する不開示情報が含まれるため。

8 傍聴人の人数

人0

○胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に対する事業費補助金交付要綱

平成17年9月1日

告示第18号

改正 平成28年3月29日告示第23号

(趣旨)

第1条 胎内市学校教育及び社会教育関係団体等に対する事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、胎内市補助金等交付規則(平成20年規則第1号。以下「規則」という。)並びに他の条例、規則及び交付要綱に特別の定めがあるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の目的)

- 第2条 市長は、市内の学校教育関係団体及び社会教育団体又は集落、指定文化財の所有者等が、学校教育関係事業及び社会教育関係事業の推進又は指定文化財の保護等を図るために要する事業に対し助成する。
- 2 市長が前項の事業を必要と認めた場合は、市外の教育団体等に対しても助成することができる。

(交付対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。) とする。
 - (1) 学校教育推進事業
 - (2) 社会教育推進事業
 - (3) 青少年健全育成事業
 - (4) 文化活動事業
 - (5) 郷土芸能伝承事業
 - (6) スポーツ振興事業
 - (7) 国、県及び市指定文化財保護事業
 - (8) その他市長が必要と認める事業

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、学校(社会)教育事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 提出期限は、胎内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。 (交付決定)
- 第5条 補助金の交付を決定したときは、学校(社会)教育事業費補助金交付(変更交付)決定書(様式第2号)により申請者に通知する。

(交付の条件等)

- 第6条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次の条件を付する。
 - (1) 補助対象事業以外に使用してはならない。
 - (2) 補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。
 - (3) 補助対象事業以外の用途に使用したときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (4) 補助金の交付を受けた後に、交付決定額の全部又は一部を取り消された場合は、その額を返還しなければならない。

(変更申請)

- 第7条 補助金の交付決定後に補助事業の内容又は補助対象経費の額を変更しようとするときは、学校(社会)教育事業費補助金に係る補助事業変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。
 - (1) 補助事業の内容が補助金交付の目的に違反せず、補助金の額に影響がない場合
 - (2) 補助対象経費の額が20パーセント以内の変更で補助金交付の目的に違反せず、補助金の額に影響がない場合

(実績報告)

- 第8条 補助を受けた団体等が、補助事業を完了したときは、学校(社会)教育事業費 補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 提出期限は、教育委員会が定める。

(補助金の経理)

第9条 補助事業を受けた団体等は、補助事業についての収支簿を備え、5年間保存しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年9月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の黒川村学校教育並びに社会教育関係団体等に対する事業費補助金交付要綱(平成2年黒川村教育委員会要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成28年3月29日告示第23号) この告示は、平成28年4月1日から施行

胎内市社会教育関係団体事業費補助金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 市長は、胎内市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う 事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交 付に関しては、胎内市補助金等交付規則(平成20年規則第1号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

- 第2条 この補助金の交付の対象となる者は、胎内市社会教育関係団体の認定に関する 規程(平成21年教育委員会告示第15号)の規定に基づいて胎内市教育委員会(以下「教 育委員会」という。)が認定した社会教育関係団体(以下「団体」という。)とする。 (交付対象事業)
- 第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。
 - (1) 社会教育推進事業
 - (2) 青少年健全育成事業
 - (3) 文化芸術振興事業
 - (4) 体育及びレクリエーション活動事業
 - (5) その他市長が必要と認める事業

(交付基準)

- 第4条 この補助金の補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の 実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。
 - (1) 当該団体の経常的な運営に係る経費
 - (2) 飲食費
 - (3) 視察、慰労的な研修等に係る旅費
 - (4) イベント等の参加者に対する賞品代
 - (5) 親睦会経費
 - (6) 交際費
 - (7) その他直接補助事業に関係のない経費

- 2 この補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から 当該補助事業に係る収入を差し引いた額のいずれか低い額以内の額(1,000円未満の端 数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、交付限度額は、20万円とす る。
- 3 当該団体において、この補助金の額と同等以上の余剰的な繰越金がある場合又は当該補助事業につき他の補助金等の交付を受ける場合は、交付対象としない。
- 4 この補助金の交付は、1年度当たり1団体につき1回限りとする。
- 5 過去の年度においてこの補助金の交付を受けた団体への交付は、4回を限度とする。 ただし、青少年の健全育成に資する活動を継続的に実施していると教育委員会が認め る団体が行う事業については、この限りでない。

(交付条件)

- 第5条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
 - (2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定による期日は、この補助金の交付決定の日から起算して10日 を経過した日とする。

(交付の時期)

第7条 この補助金の交付は、原則として補助事業の完了後とする。ただし、事業の円 滑な執行等のために完了前の交付が必要であると認められる場合は、その所要額につ き概算払することができるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

「胎内市社会教育関係団体等に対する事業費補助金」

本補助制度は、胎内市における社会教育の振興を図るため、公共性のある適切な事業を行う社会教育関係団体に対して、その自主性を尊重しつつ事業費の一部を市が補助するものです。

◎対象事業 【3条】

- (1) 社会教育推進事業(社会教育に関する講習会、指導者の養成講座の開催など)
- (2) 青少年健全育成事業 (学習会・研究会、青少年の交流事業の開催など)
- (3) 文化芸術振興事業 (資料展示会、展覧会、観賞会、発表会、講演会の開催など)
- (4) 体育及びレクリエーション活動事業(体育・レクリエーションに関する催し)
- ※(1)~(4)の事業であっても、次に該当するものは対象事業としません。
 - ①政治活動、宗教活動及び営利事業。
 - ②国、県、市その他の補助金の交付決定を受けているもの。 【4条3項】

◎対象団体

胎内市教育委員会が認定した社会教育関係団体 【2条】

◎補助金額

事業の対象経費の2分の1以内 全体予算限度額20万円

- ※申請できる補助金額の上限は、「①補助対象経費の2分の1の額」、「②事業の支出総額から当該事業にかかる収入を差し引いた額」、「③限度額」、①~③のいずれかの低い額以内となります。 【4条2項】
- ※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。【4条2項】
- ※申請団体において、補助金額と同等以上の剰余的な繰越金がある場合は補助金交付 対象としません。 【4条3項】
- ※令和3年度予算が総額20万円ですので、申請団体が複数の場合、補助金額を調整 する場合があります。

◎対象経費について

- ・事業実施のために必要な人件費(事業実施団体の構成員に対するものは除く)
- ・講師及び専門家への謝礼(事業実施団体の構成員に対するものは除く)
- ・事業実施のための旅費及び交通費
- チラシ、ポスター、その他の資料の作成費又は印刷費並びに材料、消耗品
- ・事業実施のための通信にかかる経費
- ・機器類の賃借料など

◎対象外となる経費について 【4条】

- ・団体の経常的な運営にかかる経費(事務経費、事務所光熱費、施設修繕費等)
- 飲食費
- ・視察旅費、慰労的な研修旅費
- ・参加賞などの賞品代
- 親睦会経費
- 交際費
- ・その他直接事業に関係のない経費

◎交付回数等の制限 【4条 4項5項】

各種社会教育関係団体に、広く支援を行えるようにするため、次のとおり一定の交付制限を設けています。

- ①補助金の交付は、1年度あたり1団体につき1回(1事業)とします。
- ②1 団体につき申請できる回数の限度を、4回とします。 ただし、青少年育成団体が行う事業は除きます。

◎その他の注意事項 【5条】

- ・収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- ・補助金を受ける事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

◎申請受付期限

令和3年 月 日()まで 提出先:黒川庁舎生涯学習課

◎選考方法

6月頃に開催予定の社会教育委員の会議において審査します。審査後、採択の有無を 申請団体へ通知します。

*手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から、実績報告までの流れ(予定)は下図のとおりです。

※補助金の交付時期が、事業開始前の事前交付方式になります。

